

タカスサーキット 専有使用契約書

借主「（以下、甲と言う。）」と、貸主「エフネット株式会社（以下、乙と言う。）」とは、乙の所有管理する「タカスサーキット（以下、本サーキットという。）」の貸し切り専有使用について、締結する。

契約見本

第1条（目的）

乙は甲に対し、次の使用目的のために本サーキットを貸与し、甲はそれを借り受ける。

イベント名称：

第2条（賃借内容）

甲の賃借内容は次の通りとする。（詳細は「使用料金内訳」参照。）

専有年月日	2017年5月14日（日）	Aシーズン	開門・開門時間	8時00分～18時00分	コース設定	フルコース
施設専有時間	8時00分～18時00分		ピットガレージ専有時間	8時00分～18時00分	コース利用時間	9時00分～16時00分
利用車種	4輪	10台以下	タイム計測	無	講習会・試乗会	【スポーツ走行】
利用目的						

第3条（規則の遵守）

甲は、第2条の時間内に入場する観衆を含む行事参加者全員に対し、本サーキットの施設利用規則の内容を伝え、熟知、遂行させなければならない。

第4条（運営管理・安全管理）

1（安全管理体制） 甲は第2条の専有時間内の運営、安全に対し全責任を負い、ドライバーズミーティング等、十分な安全管理体制をとらなければならない。
2（催事の中断中止） 乙は甲の催事進行状況を常に掌握し、乙が安全管理上で必要と判断した場合は、甲に通知する事なく施設使用の中断、中止を決定できる。

第5条（スポーツ走行）

1（運転者の資格） 甲のスポーツ走行を目的とする催事に参加するドライバーは、当該車両に有効な運転免許証の所持者を原則とする。
ただし、甲の責任において管理運営され、乙が認めた場合はこの限りではない。
2（走行車両の規制） 本施設を利用できない車両は「タカスサーキット 施設利用規則 III 施設の利用 2）利用制限 ②」に規定され、甲は参加者への事前告知と事実確認をしなければならない。
よって、スポーツ走行を目的にトラック、バス等、スポーツ走行に適さない車両の走行は認められない。
また、コース路面等に著しい影響を与える特殊車両と乙が判断した場合、甲はコースに入場させてはならない。
3（車両の音量規制） 参加車両が発する音量が、乙が規定する音量基準値を上回ると乙が判断する場合、消音装置を取り付けるなどの対策を求め、
また、乙が規定する音量基準値を超える値が確認された場合、甲の責任において当該車両の走行中止、もしくは退場させなければならない。
なお、音量の測定は乙が乙の指定する方法で行うが、乙が認めた場合はこの限りではない。
4（参加台数） 参加台数は当該施設駐車場に駐車できる台数を最大限とし、コースを同時に走行できる台数は4輪（軽自動車を除く。）で15台まで、軽自動車、2輪、カートは24台までとする。
ただし、甲の責任において管理運営され、乙が認めた場合はこの限りではない。

第6条（設置・撤去）

甲、ならびに参加者が、コース、および施設内に設置したものは、甲の専有時間終了後、甲が責任を持って速やかに撤去する。
廃パーツ等を含むゴミ類は、参加者各自が持ち帰らなければならない。なお、参加者が持ち帰らない場合は、甲が責任を持って処分しなければならない。

第7条（損害と責任）

1（責任の所在） 甲、ならびに参加者は、甲の専有時間内に発生した事故、および損害等について、全て甲が対応処理することとし、乙にその責任を転嫁してはならない。
2（損害の保障） 甲、ならびに参加者は、甲の専有時間内に発生した事故、および損害等が、本サーキット施設・設備、および乙の雇用者（アルバイト等の臨時雇用者を含む。）等に起因した場合であっても、それらに対して非難せず、責任を追求せず、また損害賠償の要求はこれを行わない。

第8条（施設損害復旧）

甲の専有時間内に、甲、ならびに参加者の責に帰すべき事由により、サーキットコース、施設、ならびに備品等に損害を与えた場合は、甲の費用負担によりこれを現状に復旧するものとする。
なお、この現状復旧は乙において行い、その復旧費用を甲が支払うものとする。

第9条（転貸および譲渡）

甲が施設使用における管理・催事運営等を、第三者へ転貸、および賃借権の譲渡、ならびにこれらと同視できる行為をすることを禁止する。

第10条（不可抗力による契約の解除）

自然現象が生じた事または生じない事、およびその他の不可抗力、ならびに第三者による原因により甲の使用目的の達成が困難であると乙が判断した場合は、事前、もしくは甲の専有使用時間中に関らず、乙は専有使用契約を解除できるものとする。
なお、甲は直ちに参加者にその旨を連絡するものとし、すでに専有使用時間中の場合は、甲は直ちに催事（走行等）を中止させなければならない。

第11条（専有使用の中断・中止）

次の場合、乙の判断で甲のサーキット施設の使用を中断、もしくは中止することができる。
この場合、甲は支払った諸費用の一切の返還を求めないものとする。なお、付随資料にある救済措置をとる事例もある。

- 施設利用規則が著しく守られていない場合。
- 施設利用規則が守られていない車両を走行させた場合、ならびにマネージャーが著しく守られていないと乙が判断した場合。
- 重大事故等により走行を含む施設使用の続行が不可能と乙が判断した場合。
- 第4条、および第10条により、中断、中止とした場合。
- 乙の責めに帰す事無き事由により、施設利用の続行が不可能となった場合。

第12条（契約の変更・キャンセル）

本契約成立後、甲が日程（時間）の変更や解約をする場合は、その理由の如何を問わず、甲は施設利用規則に定める取消変更料、またはキャンセル料を支払うものとする。
なお、付随資料にある「救済措置」をとる事例もある。

第13条（専有料金）

第2条賃借内容による甲が乙に支払う施設（コースを含む。）専有料金、およびその他の賃借料金・委託料金の合計は次の通りとする。

使用料金の合計 _____（消費税込み。詳細は「使用料金内訳」参照。）

第14条（料金の支払）

1（銀行振込） 甲は、乙が請求する第13条にある専有料金を、専有使用日の前々日までに乙が指定する銀行口座に振り込む。
2（現金支払） 上記振込が困難な場合、使用当日の走行30分前までに現金にて支払うこととし、その入金確認と引き換えにコースへの入場を認めるものとする。
3（追加利用） 当日、本契約以外に追加利用がある場合は、甲は乙の請求に対し直ちに現金にて支払うものとする。

第15条（機密保持）

1（機密の保持） 甲ならびに乙は、本契約に関連して知り得た相手方の情報等（本契約に関する料金、その他全ての情報を含む。）を第三者に漏らしてはならない。
2（情報の公表） 当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。
なお、乙が、甲や参加者、および第三者に有益と思われる情報（専有の予定、リザルト等）を提供することに限り、甲の承諾無しに認められる。

第16条（肖像権等）

1（肖像権の使用） 甲が本施設を使用するに当たり、乙がTV、ラジオ、映画、写真、録音、録音等の対象とし、本サーキットの広報目的等で甲、および参加者の氏名、本サーキットの使用目的や内容、映像、音声、写真等を報道、使用する権限は乙が有し、第三者にその使用を許可することができる。
2（使用の制限） 甲の使用目的や内容が非公開、秘匿等の場合、甲乙協議の上制限を設けることができる。

第17条（有効期限）

本契約の有効期限を、2017年5月14日までとする。
なお、日程の変更等の事由が生じた場合、甲乙協議の上変更された年月日まで有効期限を延長する。

第18条（協議事項）

本契約書に定めのない事項、または本契約の各条項に関する疑義を生じた事項については、甲乙協議の上で決定する。

以上、本契約書の各条項を甲、乙双方が承諾し、専有使用契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

2017年 月 日

甲（借主）

Ⓜ

乙（貸主） 福井県 鯖江市 水落町 8-18
エフネット株式会社
代表取締役 城本 重博

Ⓜ

使用料金の内訳

I 施設専有と備品貸出料金

項目	詳細	数量	単価	実施料金
1 コース使用料金 (フルコース)	・ 使用時間	6.0	59,000円	円
2 施設等の使用料金 (クラブハウス)		0.0	10,000円	-円
	(ピットガレージ)			0円
3 時間外施設利用料金	・ 開門(閉門)時間	8時00分~18時00分	1.0	0円
				0円
				0円
小計				0円

契約見本

II 備品貸出とその他の料金

項目	詳細	単位	数量	単価	実施料金	
1 備品等のレンタル料金	・ 放送設備	式	1.0	0円	0円	
	・ タイム計測	※ 総合リザルト配布込み	10台以下	式	0.0	0円
	・ 計測オペレーター	※ 12,000円/半日		式	0.0	0円
	・ ラップ表の配布			台	0.0	100円
2 ベースカー	※ オペレーター含む	日	0.0	24,000円	-円	
小計					0円	

III その他の委託料金

項目	詳細	単位	数量	単価	実施料金
1 ドライバースプリーフィング		式	1.0	0円	0円
2 コースオフィシャル	※ 6,000円/半日	人	0.0	0円	-円
3 総合保障プラン	※ 主催者賠償責任保険+TCC施設共済	日	0.0	40,000円	-円
4 写真撮影	※ オフィシャルカメラマンによる撮影と販売	日	0.0	20,000円	-円
5 昼食弁当	※ お茶付(900円~料金設定自由。)	食	0.0	900円	-円
6		0	0.0	0円	-円
小計					0円
合計					0円

特別割引

調整値引(端数処理)

消費税(8%)

-円

0円

使用料金(請求金額)

0円

特記事項

- ・タイム計測リストは金曜日までにメールにてご連絡ください。
- ・安全行動の徹底について、参加者へ十二分に説明ください。
- ・関係者以外のコース内への立ち入りは厳禁とします。
- ・管理費(パドック内誘導、タイムテーブル)は含まれておりません。

付則資料

専有の中断・中止の決定と専有料金の救済措置

サーキットをスポーツ走行目的で専有する時、走行の中断、もしくは中止の最終決定権は主催者側にあります(「専有使用契約書第11条」による場合を除く。)が、下記のような気象条件や路面状況の場合、安全管理の観点から走行の中断もしくは中止をサーキット側より助言させていただきます。

なお、サーキットからの助言にかかわらず、主催者側は、参加者の運転技術や能力を十二分に把握の上、適切な中断・中止の決定をお願いいたします。

1 サーキット側より雨・風・雪による中断・中止を助言する場合

- ① 気象庁より「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」が発令され、コース路面に多量の雨水流入があり、スポーツ走行が危険と判断される状況。
- ② 気象庁の警報発令の有無にかかわらず、多量(毎時10mm以上程度)の雨が降り、または降り続く可能性があり、コース路面への多量の雨水流入が見られスポーツ走行が危険と判断される状況。
- ③ 気象庁より「暴風警報」「波浪警報」が発令されており、突風が起こる可能性によりスポーツ走行が危険と判断される状況。
- ④ 気象庁からの警報や注意報の発令にかかわらず、10m/秒を超える強風が継続的または断続的に吹き突風が起こる可能性がありスポーツ走行が危険と判断される状況。
- ⑤ 気象庁の警報や注意報の発令にかかわらず、コースおよびパドック内に積雪が確認される状況。

主催者側が走行を中断する場合、最初の中断決定後、1時間以内には走行の再開、中断の継続、走行の中止の判断を再度お願いします。

中止決定の場合は、コース専有料金を時間割で精算する救済措置をとります。

なお、3時間を超える中断や、1日専有の場合で中断・中止の決定が13:00以降になる場合の救済措置はありません。

救済措置の適用

- 1時間以内の再開 → 専有は継続されていたこととし、救済措置はなし。
- 中断継続(再中断) → 再中断決定までの1時間は占有が継続されていたとみなし、救済措置はなし。
- 中止決定 → 中断決定の時間(再中断の場合は、再中断決定時間。)まで通り、料金を時間割で精算する救済措置をとる。
- 例- 10:00に中断し11:00に中止決定の場合は10:00までの時間、12:00に中止決定の場合は11:00までの利用時間となりご清算いただけます。
- ただし、オフィシャル等の一部のオプション料金、共済掛金、賠償責任保険の保険料等の返却はされません。

2 専有開始前に中止決定の場合

「専有規則」や「専有使用契約書第10条および第11条」により専有使用を中止する場合、専有料金の返却はありません。

しかし、当日もしくは前日に下記の条件が満たされ、主催者側が専有の中止を決定した場合、一部の委託料金を除きコース専有料金を返却とする救済措置をとります。

- 1 中断・中止の助言対象となる事由が確認、または想定されるとサーキット側が判断した場合。
- 2 参加者の当日受付が行われていない。(既に参加者の当日受け付けが行われている場合は中断となります。)

なお、順延とする場合、順延する日の決定は当日にお願いします。この場合の専有料金等の取り扱いについては、別途打ち合わせ下さい。

また、中止決定による参加者へのエントリー費用等の返却に関してサーキット側は関知いたしませんので、参加者に誤解を招かないようにご配慮をお願いいたします。